

栃木県_下野新聞2020年9月8日掲載_指定解除について

指定廃棄物 指定解除について

Q

再測定で8,000Bq/kg以下だった
指定廃棄物はどうするのですか？

A

指定解除の仕組み^(※)を活用する
ことも含め協議していきます。

放射能濃度の再測定の結果で8,000Bq/kgを下回ったもののうち、
可能な部分について指定解除の仕組みを活用することも含め、
減容化のあり方などについて国、県、市町で検討していきます。

解決に向けて、一歩ずつ前に。

指定廃棄物の処理は、国が責任を持って進めます。

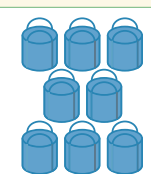
農家が保管する指定廃棄物の暫定集約に向け、 指定解除の仕組みを活用することも含め 減容化などについて検討していくこととなりました。

令和2年6月26日に開催した関係市町長会議で、指定廃棄物の保管農家の方々の負担軽減を図るため、暫定的な集約保管の今後の進め方について議論しました。今年3月に公表した再測定結果で8,000Bq/kgを下回った指定廃棄物について、可能な部分は指定解除の仕組みを活用しつつ、減容化や保管方法を検討し、暫定保管場所の選定に向けて取り組んでいきます。

※指定解除の仕組みについて

指定廃棄物が8,000Bq/kg以下となっている場合、環境大臣は、一時保管者や処理責任者（市町村又は排出事業者）と協議した上で、指定を解除することができます。指定解除後は、廃棄物処理法の処理基準等に基づき、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出事業者の処理責任の下で必要な保管・処分を行います。

暫定集約プロセスにおける指定解除検討の流れ



農家保管の指定廃棄物のうち
8,000Bq/kg以下

2,416.9トン

※令和2年3月19日公表の再測定結果

指定解除の検討

解除後の処分先を
含め検討、協議

国

一時
保管者

処理
責任者

指定解除後

一般廃棄物として
保管、処分



環境省

特定廃棄物に関するお問い合わせ窓口

☎ 0120-869-444 フリーダイヤル(9:30~18:15 日祝除く)

環境省 放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/>

栃木 指定廃棄物

検索

